

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成27年11月13日

【四半期会計期間】 第66期第2四半期(自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日)

【会社名】 三精テクノロジーズ株式会社

【英訳名】 Sansei Technologies, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中川 実

【本店の所在の場所】 大阪府大阪市淀川区宮原四丁目3番29号

【電話番号】 (06)6393局5621番(代表)

【事務連絡者氏名】 専務執行役員管理本部長 遠山 雅夫

【最寄りの連絡場所】 大阪府大阪市淀川区宮原四丁目3番29号

【電話番号】 (06)6393局5621番(代表)

【事務連絡者氏名】 専務執行役員管理本部長 遠山 雅夫

【縦覧に供する場所】 三精テクノロジーズ株式会社東京支店
(東京都新宿区新宿四丁目3番17号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第65期 第2四半期 連結累計期間	第66期 第2四半期 連結累計期間	第65期
会計期間	自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日	自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日
売上高 (千円)	9,449,463	10,183,690	24,479,330
経常利益 (千円)	419,039	643,032	1,886,118
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (千円)	313,426	264,900	1,059,667
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	145,819	285,196	1,410,181
純資産額 (千円)	24,309,246	24,842,702	25,444,691
総資産額 (千円)	34,247,287	34,936,317	39,277,812
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	17.03	14.40	57.58
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)		14.36	
自己資本比率 (%)	71.0	71.0	64.8
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	450,914	1,581,524	134,786
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	744,525	137,782	1,052,359
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,567,253	2,545,027	2,455,563
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	4,486,622	4,618,709	5,723,641

回次	第65期 第2四半期 連結会計期間	第66期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日	自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 又は四半期純損失金額() (円)	10.39	2.10

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第65期第2四半期連結累計期間及び第65期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、第1四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純利益」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益」としております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

なお、第1四半期連結会計期間において、報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等） セグメント情報」の「3. 報告セグメントの変更等に関する事項」をご参照ください。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善が進み、緩やかな回復基調が続きました。

このような環境下、当社グループは舞台設備関連・遊戯機械・昇降機の3事業分野で業績の向上に取り組んでまいりました。この結果、売上高は舞台設備関連や改修工事の伸びを主体に10,183百万円（前年同期比7.8%増）となり、営業利益は舞台設備関連や遊戯機械事業の収益改善等により554百万円（同75.6%増）、経常利益は643百万円（同53.5%増）となりましたものの、特別損失に旧本社ビルの解体に係る費用等205百万円を計上したことにより、親会社株主に帰属する四半期純利益は264百万円（同15.5%減）となりました。

なお、前期まで舞台機構（会館・劇場等の常設舞台機構）と特殊美術（コンサート等の仮設舞台電飾設備等）を独立事業として表記しておりましたが、ステージビジネス関連事業として共に成長を期すべく、当期から「舞台設備関連」として統合表記することといたしました。

セグメント別の業績は以下のとおりであります。

（売上高はセグメント間の内部売上を含んでおりません）

製品製造関連

製品製造関連は、舞台設備関連の新設の大口案件が売上に寄与してきたことや、遊戯機械事業が引続き好調であること等により、売上高は6,777百万円（同7.7%増）となり、セグメント利益は舞台新設案件や遊戯機械事業の収益改善等により603百万円（同138.6%増）となりました。

保守改修関連

保守改修関連の売上高は、舞台改修案件増加により3,354百万円（同10.8%増）となり、セグメント利益は、前年並みの397百万円（同3.1%減）となりました。

その他

その他の売上高は、51百万円（同60.0%減）となり、セグメント利益は14百万円（同67.2%減）となりました。なお、前期まで運営管理関連としておりましたが、重要性が乏しいため、本年度よりその他としております。

(2) 財政状態の分析

資産の部では、流動資産は前連結会計年度末に比べ2,778百万円減少し16,550百万円となりました。これは主に、電子記録債権が801百万円増加したものの、現金及び預金が1,104百万円、受取手形及び売掛金が3,260百万円減少したことによります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べ1,563百万円減少し18,385百万円となりました。これは主に、企業結合に係る改正会計基準の適用もあり、のれんが814百万円減少したことや投資有価証券が500百万円減少したことによります。

この結果、総資産は前連結会計年度末に比べ4,341百万円減少し34,936百万円となりました。

負債の部では、流動負債は前連結会計年度末に比べ3,455百万円減少し6,447百万円となりました。これは主に、前受金が941百万円増加したものの、支払手形及び買掛金が1,273百万円、短期借入金が2,093百万円減少したことによります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べ283百万円減少し、3,646百万円となりました。これは主に、長期借入金が238百万円減少したことによります。

この結果、負債合計は前連結会計年度末に比べ3,739百万円減少し10,093百万円となりました。

純資産は、前連結会計年度末に比べ601百万円減少し24,842百万円となりました。これは主に、企業結合に係る改正会計基準の適用により資本剰余金が565百万円減少したことによります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度末に比べ1,104百万円減少し4,618百万円となりました。

各キャッシュ・フローの状況は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得た資金は、前年同四半期連結累計期間に比べ2,032百万円増加し1,581百万円となりました。収入の主な内訳は、税金等調整前四半期純利益456百万円、減価償却費347百万円、売上債権の減少2,477百万円、前受金の増加934百万円等であり、支出の主な内訳は、仕入債務の減少1,282百万円、法人税等の支払額809百万円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、前年同四半期連結累計期間に比べ606百万円減少し137百万円となりました。収入の主な内訳は、投資有価証券の売却及び償還による収入300百万円等であり、支出の主な内訳は、定期預金の預入による支出110百万円、有形固定資産の取得による支出370百万円等であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、前年同四半期連結累計期間に比べ4,112百万円減少し2,545百万円となりました。支出の主な内訳は借入金の返済による支出2,357百万円や配当金の支払額184百万円によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりであります。

1. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、当社の経営には、その事業である舞台設備関連・遊戯機械・昇降機等の設計、製造、販売に関する総合エンジニアリング企業としての幅広いノウハウと豊富な経験、関係会社や国内外の取引先及び顧客等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不可欠です。これらに関する十分な理解なくしては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。

当社は、当社株式の適正な価値を投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模買付行為が為されたときに、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間の間に適切に判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考えられる株主の皆様にとっても、大規模買付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、関係会社、取引先及び顧客等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、大規模買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模買付行為に際しては、当社の定める大規模買付ルール（詳細については、後記2.をご参照ください。以下、「大規模買付ルール」といいます。）に従って、大規模買付者から事前に、株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供され、当社取締役会がかかる情報を十分に評価・検討するための期間が経過した後のみ、大規模買付行為が開始されるべきであるという結論に至りました。そして、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に対しては、当社株主全体の利益を守るために、対抗措置を発動することにより、かかる大規模買付ルールの実効性を担保すべきであると考えております。

また、大規模買付行為の中には、当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかであるものや企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものもないとは言えませんので、当社は、かかる買付行為に対しては、当社取締役会が、大規模買付ルールに従って、当社及び当社株主全体の利益を守るために適切と考える対抗措置をとることも、否定されるべきではないと考えております。

以上の考え方をもち、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「本基本方針」といいます。）といたします。

2. 本基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記1. で述べた本基本方針に照らし、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)を対象とする大規模買付ルールを設定し、大規模買付者がこれを遵守した場合と遵守しなかった場合の対応方針(以下、「本対応方針」といいます。)を定めております。

(イ) 買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様への判断及び当社取締役会としての意見形成のために十分な情報(以下、「本必要情報」といいます。)を提供していただきます。

当社取締役会は、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

(ロ) 買付行為が為された場合の対応方針

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が当社取締役会の権限として認めるものを行使し、大規模買付行為の開始に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。但し、具体的対抗措置として株主割当により新株予約権を発行する場合の概要は後述資料に記載のとおりです。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

もっとも、当該大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や企業価値及び株主共同の利益を著しく損なう場合であって対抗措置の発動が相当であると当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は で述べた対抗措置を取ることがあります。かかる対抗措置をとることを決定した場合には、適時適切な開示を行ないます。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や企業価値及び株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

- () 次の から までに掲げる行為等により企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収行為を行う場合
- 株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
 - 会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為
 - 会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- () 強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収行為を行う場合

当社取締役会は、かかる判断については、その客観性及び合理性を担保するため、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、独立委員会等の助言を参考にし、かつ、独立委員会の勧告を最大限尊重しながら、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社株主全体の利益に与える影響を検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重し、かつ、当社社外監査役3名を含む監査役の過半数の賛同を得た上で決定することといたします。

(八) 独立委員会

本対応方針において、大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうか否か及び対抗措置をとるか否か等の検討及び判断については、その客観性、公正性及び合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置し、当社取締役会は、独立委員会に諮問することとします。独立委員会は、諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告し、当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重します。また、独立委員会の勧告は、適時に公表いたします。

独立委員会委員は3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、又は企業経営面での実績・経験を有する社外にある者の中から選任します。

3. 本対応方針に対する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

(イ) 対応方針が本基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為が為された場合の対応方針、独立委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本対応方針は、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあると明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や企業価値及び株主共同の利益を著しく損なう場合であって対抗措置の発動が相当であると当社取締役会が判断した場合には、かかる大規模買付者に対して当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的とした対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応方針は、本基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

(ロ) 本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

1. で述べたとおり、本基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としています。本対応方針は、本基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保証することを目的としております。本対応方針によって、当社株主及び投資家の皆様は適切な判断を行うことができますので、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、本対応方針の継続が当社株主の皆様承認を条件としており、当社株主が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

(ハ) 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主全体の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本対応方針の継続を行うことはできず、当社株主の皆様承認を要します。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が評価・検討、取締役会としての意見のとりまとめ、代替案の提示、大規模買付者との交渉を行い、又は対抗措置を発動する際には、独立委員会等の助言を得るとともに、独立委員会の勧告を最大限尊重することとされています。このように、本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続きも盛り込まれています。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

4. 資料

新株予約権概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、19,500,000個を上限として、当社取締役会が定める数とする。当社取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 新株予約権の発行価額

無償とする。

5. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

7. 新株予約権の行使条件、取得条項及び取得条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者に行使を認めないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

また、取得条項及び取得条件を設けることがあり、議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者その他の株主とで、取得の対価等に関し異なる取扱いをすること、あるいは、議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者が保有する新株予約権は取得の対象としないことがある。なお、議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者が保有する新株予約権を取得の対象とする場合、その対価として現金の交付は行わないこととする。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定めるものとする。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は、24百万円であります。

また、当第2四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	39,000,000
計	39,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成27年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成27年11月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	19,332,057	19,332,057	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は100株 であります。
計	19,332,057	19,332,057		

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成27年7月9日
新株予約権の数(個)	447(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	44,700(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成27年8月8日～平成57年8月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 607 資本組入額 304(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議 による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注) 1 . 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

また、割当日後に当社が合併、会社分割を行う場合、株式無償割当を行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた金額とする。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、上記表記載の行使期間内において、当社の取締役、執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）については、会社法236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の取得に関する事項

組織再編成行為前に準じて決定する。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(注)2に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成27年7月1日～ 平成27年9月30日		19,332,057		3,251,279		2,989,057

(6) 【大株主の状況】

平成27年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
鳥海節夫	東京都台東区	2,248	11.63
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,040	5.38
京阪神ビルディング株式会社	大阪府中央区瓦町4丁目2番14号	828	4.29
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	805	4.17
株式会社三重銀行	三重県四日市市西新地7番8号	805	4.17
株式会社西島製作所	大阪府高槻市宮田町1丁目1番8号	801	4.15
三井住友ファイナンス&リース 株式会社	東京都港区西新橋3丁目9番4号	693	3.59
三井住友カード株式会社	大阪府中央区今橋4丁目5番15号	692	3.58
住石マテリアルズ株式会社	東京都港区新橋6丁目16番12号	666	3.45
丸一鋼管株式会社	大阪府西区北堀江3丁目9番10号	652	3.38
計		9,234	47.77

(注) 上記には、当社所有の自己株式930,141株(4.81%)を除いております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成27年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 930,100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 18,370,400	183,704	
単元未満株式	普通株式 31,557		
発行済株式総数	19,332,057		
総株主の議決権		183,704	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が41株、「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には証券保管振替機構名義の株式が200株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数2個が含まれております。

【自己株式等】

平成27年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 三精テクノロジーズ株式会社	大阪府大阪市淀川区宮原 四丁目3番29号	930,100		930,100	4.8
計		930,100		930,100	4.8

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成27年7月1日から平成27年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成27年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,754,011	4,649,068
受取手形及び売掛金	11,079,148	7,818,520
電子記録債権	-	801,778
有価証券	405,210	655,573
仕掛品	375,444	633,019
原材料及び貯蔵品	793,713	786,911
その他	921,594	1,205,877
流動資産合計	19,329,122	16,550,749
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	4,469,036	4,332,566
土地	4,018,254	4,018,254
その他（純額）	805,668	818,247
有形固定資産合計	9,292,959	9,169,068
無形固定資産		
のれん	3,269,780	2,455,126
その他	1,381,040	1,281,763
無形固定資産合計	4,650,821	3,736,890
投資その他の資産		
投資有価証券	4,947,573	4,446,921
その他	1,063,412	1,035,515
貸倒引当金	6,077	2,828
投資その他の資産合計	6,004,908	5,479,608
固定資産合計	19,948,689	18,385,567
資産合計	39,277,812	34,936,317

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成27年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,391,873	1,117,879
短期借入金	3,418,281	1,325,246
1年内返済予定の長期借入金	442,648	425,980
未払法人税等	744,526	192,483
前受金	1,051,985	1,993,750
賞与引当金	408,556	408,319
役員賞与引当金	12,000	-
工事損失引当金	409,836	324,180
その他	1,023,354	659,332
流動負債合計	9,903,063	6,447,172
固定負債		
長期借入金	1,934,148	1,695,495
退職給付に係る負債	1,313,950	1,320,518
その他	681,958	630,429
固定負債合計	3,930,056	3,646,442
負債合計	13,833,120	10,093,614
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,251,279	3,251,279
資本剰余金	2,989,057	2,423,069
利益剰余金	17,905,849	17,894,073
自己株式	467,247	467,258
株主資本合計	23,678,939	23,101,165
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,096,196	1,048,942
繰延ヘッジ損益	45,514	5,498
為替換算調整勘定	715,069	671,004
その他の包括利益累計額合計	1,765,751	1,714,448
新株予約権	-	27,088
純資産合計	25,444,691	24,842,702
負債純資産合計	39,277,812	34,936,317

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

	(単位：千円)	
	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
売上高	9,449,463	10,183,690
売上原価	7,151,308	7,547,263
売上総利益	2,298,154	2,636,427
販売費及び一般管理費	1 1,982,426	1 2,081,877
営業利益	315,728	554,549
営業外収益		
受取利息	17,667	17,556
受取配当金	43,924	43,689
保険配当金	21,028	8,145
その他	33,569	36,276
営業外収益合計	116,191	105,668
営業外費用		
支払利息	10,816	15,932
支払手数料	1,911	1,141
その他	152	111
営業外費用合計	12,880	17,185
経常利益	419,039	643,032
特別利益		
投資有価証券売却益	171,818	-
固定資産売却益	150	299
投資有価証券償還益	15,884	20,881
特別利益合計	187,853	21,181
特別損失		
投資有価証券評価損	-	2,833
固定資産売却損	20,655	-
固定資産廃棄損	-	205,036
特別損失合計	20,655	207,869
税金等調整前四半期純利益	586,237	456,344
法人税等	258,368	191,444
四半期純利益	327,868	264,900
非支配株主に帰属する四半期純利益	14,441	-
親会社株主に帰属する四半期純利益	313,426	264,900

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
四半期純利益	327,868	264,900
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	110,591	47,253
繰延ヘッジ損益	-	40,015
為替換算調整勘定	77,471	27,533
退職給付に係る調整額	6,013	-
その他の包括利益合計	182,048	20,295
四半期包括利益	145,819	285,196
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	133,088	285,196
非支配株主に係る四半期包括利益	12,731	-

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	586,237	456,344
減価償却費	309,922	347,671
のれん償却額	122,163	92,729
賞与引当金の増減額(は減少)	13,488	236
役員賞与引当金の増減額(は減少)	15,000	12,000
工事損失引当金の増減額(は減少)	104,891	85,926
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	68,202	6,567
貸倒引当金の増減額(は減少)	2,689	3,248
受取利息及び受取配当金	61,592	61,246
支払利息	10,816	15,932
投資有価証券売却損益(は益)	171,818	-
投資有価証券評価損益(は益)	-	2,833
固定資産売却損益(は益)	20,505	299
固定資産廃棄損	-	205,036
売上債権の増減額(は増加)	301,917	2,477,780
たな卸資産の増減額(は増加)	396,415	242,512
仕入債務の増減額(は減少)	689,051	1,282,099
前受金の増減額(は減少)	48,994	934,656
未払消費税等の増減額(は減少)	4,892	80,350
未収消費税等の増減額(は増加)	54,165	592
その他の資産の増減額(は増加)	125,123	255,648
その他の負債の増減額(は減少)	270,917	172,727
その他	25,123	2,880
小計	537,423	2,345,542
利息及び配当金の受取額	62,908	62,003
利息の支払額	10,407	16,245
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	34,007	809,775
営業活動によるキャッシュ・フロー	450,914	1,581,524

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	10,000	110,000
定期預金の払戻による収入	10,000	10,000
投資有価証券の売却及び償還による収入	747,986	300,000
子会社株式の取得による支出	215,290	-
有形固定資産の取得による支出	2,274,326	370,284
有形固定資産の売却による収入	995,440	462
無形固定資産の取得による支出	27,497	6,279
貸付けによる支出	3,550	5,010
貸付金の回収による収入	6,943	9,856
その他	25,768	33,471
投資活動によるキャッシュ・フロー	744,525	137,782
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	1,346,957	2,100,338
長期借入れによる収入	500,000	2,298
長期借入金の返済による支出	144,174	256,838
リース債務の返済による支出	6,722	5,952
自己株式の取得による支出	98	10
配当金の支払額	128,708	184,186
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,567,253	2,545,027
現金及び現金同等物に係る換算差額	19,420	3,645
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	352,393	1,104,931
現金及び現金同等物の期首残高	4,134,229	5,723,641
現金及び現金同等物の四半期末残高	¹ 4,486,622	¹ 4,618,709

【注記事項】

(会計方針の変更等)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	
(会計方針の変更)	
<p>「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。) 及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。) 等を、第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更いたします。加えて、四半期純利益等の表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第2四半期連結累計期間については、四半期連結財務諸表の組替えを行っております。</p> <p>当第2四半期連結累計期間の四半期連結キャッシュ・フロー計算書においては、連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却に係るキャッシュ・フローについては、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得関連費用もしくは連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却に関連して生じた費用に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する方法に変更しております。</p> <p>企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(3)、連結会計基準第44-5項(3)及び事業分離等会計基準第57-4項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、過去の期間のすべてに新たな会計方針を遡及適用した場合の第1四半期連結会計期間の期首時点の累積的影響額を資本剰余金及び利益剰余金に加減しております。</p> <p>この結果、第1四半期連結会計期間の期首において、のれん730,243千円及び資本剰余金565,987千円が減少するとともに、利益剰余金92,656千円及び為替換算調整勘定71,598千円が減少しております。また、当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ47,181千円増加しております。</p>	

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	
1. 原価差異の繰延処理	<p>操業度等の季節的な変動に起因して発生した原価差異につきましては、原価計算期間末までにほぼ解消が見込まれるため、当該原価差異を流動資産又は流動負債として繰延べております。</p>
2. 税金費用の計算	<p>当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。なお、法人税等調整額は法人税等に含めて表示しております。</p>

(四半期連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
給与手当	574,681千円	594,834千円
役員報酬	198,289 "	229,042 "
賞与引当金繰入額	105,844 "	101,895 "
退職給付費用	52,196 "	34,635 "
のれん償却額	122,163 "	92,729 "

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
現金及び預金勘定	4,526,993千円	4,649,068千円
有価証券勘定	203,731 "	655,573 "
預入期間が3か月を超える定期預金	43,204 "	133,204 "
償還期間が3か月を超える債券等	200,897 "	552,727 "
現金及び現金同等物	4,486,622千円	4,618,709千円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	128,816	7	平成26年3月31日	平成26年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年11月13日 取締役会	普通株式	128,815	7	平成26年9月30日	平成26年12月9日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	184,019	10	平成27年3月31日	平成27年6月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年11月12日 取締役会	普通株式	128,813	7	平成27年9月30日	平成27年12月10日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	製品製造 関連	保守改修 関連	計				
売上高							
外部顧客への売上高	6,292,766	3,027,807	9,320,573	128,889	9,449,463		9,449,463
セグメント間の内部 売上高又は振替高	594	690	1,284		1,284	1,284	
計	6,293,360	3,028,497	9,321,858	128,889	9,450,747	1,284	9,449,463
セグメント利益	252,954	410,229	663,183	43,563	706,747	391,019	315,728

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産業及びレジャー・サービス業であります。

2. セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4. 当第2四半期連結累計期間において、不動産を売却したことにより、「その他」の資産の額が前連結会計年度末と比較して1,015,905千円減少しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(のれんの金額の重要な変動)

当第2四半期連結会計期間において、連結子会社であるS&S Worldwide, Inc. の株式を追加取得したため、「製品製造関連」セグメントにおいてのれんを認識しております。なお、当該事象によるのれんの増加額は140,652千円であります。

当第2四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	製品製造 関連	保守改修 関連	計				
売上高							
外部顧客への売上高	6,777,208	3,354,929	10,132,137	51,553	10,183,690		10,183,690
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,249		1,249		1,249	1,249	
計	6,778,457	3,354,929	10,133,387	51,553	10,184,940	1,249	10,183,690
セグメント利益	603,460	397,503	1,000,963	14,286	1,015,250	460,701	554,549

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、レジャー・サービス業であります。

2. セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(のれんの金額の重要な変動)

「会計方針の変更」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「企業結合会計基準」等を適用し、過去の期間のすべてに新たな会計方針を遡及適用しております。

この変更に伴い、当第2四半期連結累計期間の期首において、のれんが「製品製造関連」で491,066千円、「保守改修関連」で239,177千円それぞれ減少しております。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

(企業結合会計基準等の適用)

「会計方針の変更」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「企業結合会計基準」等を適用し、過去の期間のすべてに新たな会計方針を遡及適用しております。

この変更に伴い、当第2四半期連結累計期間のセグメント利益は、「製品製造関連」で27,250千円、「保守改修関連」で19,931千円それぞれ増加しております。

(報告セグメントの変更)

第1四半期連結会計期間より、従来報告セグメントとして区分していた「運営管理関連」は重要性が減少したため、「その他」に変更しております。

なお、前第2四半期連結累計期間のセグメント情報は、当第2四半期連結累計期間の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	17円03銭	14円40銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	313,426	264,900
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(千円)	313,426	264,900
普通株式の期中平均株式数(株)	18,402,227	18,401,929
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		14円36銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)		44,632
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前 連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 前第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第66期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)中間配当につきましては、平成27年11月12日開催の取締役会において、平成27年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議致しました。

配当金の総額	128,813,412円
1株当たりの金額	7円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成27年12月10日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年11月13日

三精テクノロジーズ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小川佳男	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	仲昌彦	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三精テクノロジーズ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成27年7月1日から平成27年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三精テクノロジーズ株式会社及び連結子会社の平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。